主催：立命館大学法学部
共催：立命館大学国際言語文化研究所ジェンダー・スタディーズ研究会／
「女性・戦争・人権」学会／基盤研究 C 代表：志水紀代子(追手門大学)

なぜ、いま戦後責任を考えるのか？

―「ポスト戦後世代」からの問題提起―

場所：立命館大学朱雀キャンパス（JR 二条駅近く）203 号教室
日時：2009 年 11 月 21 日（土曜） 14：00～16：00
参加費：一般 500 円(資料代)、学生無料

高橋哲哉さん講演：

「いま」をどう捉えるか―15年の自省から

プロフィール：『逆光のロゴス』(1992 年)はじめ、『記憶のエチカ』(1995 年)以後、従軍「慰安婦」問題や『戦後責任論』(1999 年)について、日本の戦後社会の在り方ついて、積極的に発言。『靖国問題』(2005 年)、『国家と犠牲』（2005 年）など、著書多数。現在は、東京大学大学院総合文化研究科教授。

法学部生 4 人からの報告

司会： 岡野八代

連絡先：立命館大学国際言語文化研究所
TEL: 075-465-8164／FAX: 075-465-8245
E-mail: genbun@st.ritsumei.ac.jp

「なぜ、いま戦後責任を考えるのか？―「ポスト戦後世代」からの問題提起―」

開催趣旨

わたしたち、立命館大学法学部・現代政治思想史ゼミでは、今年のゼミのテーマを「戦後世代の戦争責任」とし、戦争という遠い過去の出来事について、なぜいまなおわたしたちが、東アジア諸国から責任を問われ続けているのかについて考えてきました。

ゼミの途上で、戦後半世紀にあたる 1995 年を機に、戦後責任に関する議論が多く交わされ、「もう責任はとった」という主張、さらには、「そもそも第二次世界大戦は、西欧植民地からのアジアの開放に日本が寄与しようとしたものだ」といった議論から、「まだ戦争責任はとられてない」、「国際社会で名誉ある地位を日本が維持するためには、被害者たちの主張に耳を傾けるべきだ」といった主張など、さまざまな議論が積み重ねられてきたことを知りました。

その中でとくに、従軍「慰安婦」問題については、教科書での記述をめぐって、あるいは、「慰安婦」に言及するNHK番組の改編事件が裁判となるなど、政治家たちを巻き込んだ政治的問題にまで発展しています。また、関釜裁判をはじめとした、法廷での争いのなかで、講和条約や国家賠償法をめぐる解釈、個人の戦争被害に対する国家の責任問題など、国際法や民法に関わる諸問題がいまだに議論され続けています。

ところが、このように多くの法的・政治的課題を抱えた従軍「慰安婦」問題について、戦後 65 年を経ようとしている現在のわたしたちの社会は、ほとんど関心を払っていないのが現状です。

〈道義的責任はあるが、法的責任はない〉とする政府は、95 年以降、一方で「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、政府と国民との共同作業として、被害者の方々に「償い」をすることに決めました。しかしながら他方では、被害者の方々に「償う気持ち」があるとは思えない、政治家たちの発言もいまだに止むことがありません。また、とくに韓国においては、この「償い事業」は、戦争責任を回避するものとして、多くの市民から反発を受け、批判されてきました。

混迷した様相を示すようになった「戦後責任」問題について、わたしたちは何を理解するべきなのか、何が問題となっているのか、そして今、わたしたちに何ができるのか。こうしたことを考えるために、今回は、従軍「慰安婦」問題はじめ、様々な観点から戦後の日本社会について発言されてきた高橋哲哉先生をお招きして、シンポジウムを開催することとなりました。

わたしたちのゼミを代表して、4 人の学生から短く研究調査の 30 分程度の報告をしたのち、高橋先生から、40 分程度の講演、5 分程度の岡野先生のコメント、その後、会場に参加された方々との質疑応答をいたします。より多くの関心のある方に参加していただけることを期待しています。

立命館大学法学部現代政治思想史ゼミ一同